令和6年度指名停止措置状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止理由	要綱適用条項
			自	至	月数（日数）		
1	中部電力株式会社　本店　事業創造本部	名古屋市東区東新町1	R6.4.9	R6.8.8	4ヶ月	該当者が、特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたため。	要綱第4条（別表第3－1）
2	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区東新町1	R6.4.9	R6.8.8	4ヶ月	該当者が、特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	要綱第4条（別表第3－1）
3	東邦瓦斯株式会社　エネルギー計画部	名古屋市熱田区桜田町19-18	R6.4.9	R6.6.8	2ヶ月	該当者が、特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けたため。	要綱第4条（別表第3－1）